北槎聞略

巻五

和書門 類
一八三〇一 號
一七八 函
二 架
一〇枚二軸一二 冊

内閣文庫
和書 類
一八三〇一 號
一〇枚二軸一二 冊
又五 函
一 架

内閣文庫
番號 和 18301
冊數 24 (5)
函號 185 579

北槎聞略巻之五

書籍館印
日本政府図書
内閣文庫
浅草文庫

○魯西亜世系

本國の世系當今より五世の祖ペートルペルウイきいふを中興の祖とすペルウイハ第一なり即ペートル第一世の義なり此人身のたけ七尺二寸儀表よのつねにかはり聡明睿智にして新に制令をたてゝ風俗衣服

禮法言語等すべて古俗の質俚を變革
してより域中大に治り近國多く臣伏
せしかバ漸く土地も廣まり國富民安く
國人其恩澤を感佩して今に至るまで此
王を以て本國の始祖の如くに思ひしと
是より此家の事をいはんにハ委敷
しりたる人もなけれバ先太子在留の
うちにあまたこれを尋ねけれバペートル以前
の事ハわかりて詳ならざりけり

第二世エカテリナペルヲイ是亦エカテリナ第一
世の儀なり先帝ペートルの后なり號ペートル
の后をアンナといふ太子アレキサンドルペートロ
ウイチを生むアレキサンドル不肖にして帝
業を継ぐ器にあらずとてペートル自ら
瀝青繩を以て打殺しまつり（瀝青繩ハ麻をもて編じ番瀝青を塗たるなり彼邦の刑具なり）
皇后アンナも性頑にして

太子に姑息踏らましを聞して打殺されし
これ其後ペートル雪際亜に行かりし時
賤しき女なりと具して本國に帰られしが
果して賢徳の婦人なりしかバ
皇后となしたまへペートル在世の内より政律を
助けりしかバペートル崩じたりし時遺詔に
よりて位をつきましけり
第三世アンナイワノウナ

第四世エリサヱト ペトロウナ
第五世當今エカテリナ アレキセウナ又エカ
テリナフトロイと稱す フトロイハ第二なり
第二世の女主をエカテリナといふこれバ
エカテリナの第一世として當今ハ第
二世なり連綿の世系にあらずハ五世なれバ
エカテリナの第二といふ義にしてフトロイと
稱するなり 氏末にしるエカテリナといふ

女王なれハ世系ハ幾世かとくルエカテリナ第三と稱するなり當今ハ子メツといふ王の人なりし今茲癸丑年六十四太子パウロペトロウイチ年三十九太子の妃をマリマヒヨドロウナといふ年三十四これも子メツの人かして絶世の美人なりし皇孫アレキサンドルパウロウイチ年十六其次をコンスタンチンパウロウイチといふ年十四拂郎察王の養君に約諾らまし也

其次ハ四位といふ女子かて第一をアレキサンデリナパウロウナといふ年十歳其次エレナパウロウナ九歳諳厄利亜國の世子なる妃に約せらましましけり其次マリマパウロウナ七歳其次エカテリナパウロウナ五歳なり

按るに吉雄幸作か求章の譯說しベシケレーヒンギハンリユスランドといふ書に云ふ魯西亞ハもとも王爵の國なり千五百十四年

（永正十年）に厄加西亜の帝爵を嗣て始て
帝号を称す千六百四十五年に（正保二年）
帝アレキセイミサイロヰチ位に即て
國政大に治ぬ千六百七十五年に（延宝三年）
アレキセイ崩して太子フウドルアレキ
セヰチ位を嗣八年にして崩す子
なし其弟イワンアレキセヰチ立けるが
癲疾あり加之眼疾を患ひて明を失ひ

せんとせしかば在位周年ならずして
少弟ペートルアレキセヰチに位をゆづれり
先中興の祖王と称せらるゝペートルペルヨイ
なり千七百二十五年（享保十年）に寿五十三歳にして
崩せし種々の遺訓ありて後世の規則
となる其子幼なりしかば大后カタリナ
アレキセウナ（即ヱカテリナペルヨイナ）位を嗣甚賢徳
の女主にして群臣悦服して千七百六十七年

享保十二年 壽四十一にして崩す十七條の遺訓ありて先帝の遺教のおよばざる処を補ふ太子ペートルペトロウイチ立年十六即ち先帝の太子なりこれをペートルフトロイと称すフトロイは第二二世をいふ 千七百三十年享保十五年 痘を以て崩す先帝の姪位を嗣これをアンナイワノウナといふ即ち先帝の兄イワンアレキセウイチの女なり千七百四十年元文五年

壽四十六にして崩す先帝の甥イワンたつ生れて未数月ならざるに千七百四十一年元文六年幼帝病を発して暴に崩す都下これが為に大に躁乱すペートル帝の女エリサベトペトロウナ立其崩する年を詳にせず千七百六十二年宝暦十二年に當今エカテリナ位に即く其何人なる事を詳にせずといふ氏説によれは中興ペートル帝より

は七世なれどもペートルフトロイ　イワンの二世
年幼にして在位も久しからざりし
五世といひしなりし又桜りにゼラガラ
ヒと云當今ヱカテリナは熱尓馬泥亜の人
なり千七百四十四年に延享元年厄力西亜の法
をうけ千七百四十五年延享二年九月朔日雪
際亜國ゴットルプの太守ペートルヨードロウイチ
に嫁せしペートルヨードロウイチ女王ヱリサベト

の位を嗣れどもペートルテリイといふテリイ
は第三なりペートル第三世の不義なり即
位の後不日にして崩ぜしより皇
后その位を続く即ち當今女王ヱカ
テリナなり千七百六十二年宝暦十二年に即位
ありし継嗣も先帝の子パウロペートロ
ウイチなるを立て太子とす其パウロは千
七百五十四年宝暦四年の降誕なりこれによりて

英吉は中興より八世なれども三世は在位
久しからざりければ五世のみを称する故
無し。國に云子メツといふ地名諸地圖
に載たる魯西亜國なく鏤版の地球圖
にも子メツの名なし。ゼヲガラヒにムスクワの
近地に子メツカといふ地あり。註に子メツカ
は外國といふ義なり。此地に熱尓馬泥
亜の人多く来りあつまる故に子メツカといふ

インゼムスカといふをいへり。されば當今にて
子メツの人なりといへるにゼヲガラヒには
熱尓馬泥亜の人なりと註しあるを
英吉は子メツにて魯西亜にも熱尓馬泥
亜をも指していふ語なるべし。今度漂人
等を護送しきたりしアダムも子
メツの文字なりとて書きしを見るに
熱尓馬泥亜の文字なりけるに子メツ

ぞ熱尓馬泥亜をはなれしハ紀元
臆をもつて断じがたけれハ姑く記して
後の考をまつ

○風土

魯西亜の併せ有つ処幅員いとも廣
大にして數千里に亘れるなれバ其氣候の
寒温もまた一様ならずといへど國中多くハ曠
漠にして磽确不毛なり山ハ皆平坦にして
高山なし林も榛荊叢雑なるのみにして絶
喬木あることなし アコーツカより ペートルボルグ
までハ一帯平衍にして絶えて山なくして
より北に偏したる地なれハ通國沍寒にして
寒海ハみな氷海なり 大川大湖とても
冬ハ皆徹底氷凝して車馬をも渡す
極し地面ハ霜雪をもて鏡のごとく氷れる
冬の往来ハみな橇に乗り 馬に牽せる

なり取ふよりしくハヨレン廉の類或ハ狗
ゐを攫となす大抵九月末より雪ふり
四五月の頃まで雪有りされバさの々
深く積りけるなり都のあたりハ七分
一尺計ふるをもめづらしき事ふもマコーツカ
ペートルボルグハ余程北ふよりたる處なれバ寒気
いとも甚しく節をれハ耳鼻を墜し
手足を損ず夏の間ハ夜中も太陽の餘

光地上ふのこりて曇なくば晝よりも
なり明し又鴻雁の類ハ春の末より
南方より帰りきて秋の初ニ去りゆく夫ハ
夥しく卵を生じ雛を育て唐の盧弼が
詩ふ盧龍塞外草初肥雁乳平蕪邊庭夏詞の
曉不飛といひしも真ふ實境なり羽毛を脱換る次
なれハ飛翔する事能ハざる故ふ海ゟ
鶩のごとく養ひ置卵をとりて食料
とす雄四五羽ふ雌二百餘もつけおくよし

されバ其ころハ肉ニハ膏(あぶら)滅(げん)じて味(あぢはひ)美(び)なしと一斑鳥獣ともに少(すくな)きよしなり
夏ハ暑氣甚しからず大かた哆囉呢(らしや)の單(ひとへ)布の袷(あはせ)等すゞしくすごしてなつさき津しかなき
とそかくのごとくの寒地なりけれバ絶(たく)して五穀を生せず耕作(かうさく)ハ蕎麥(そば)烟草(たばこ)胡瓜(きうり)西瓜(すいくわ)
豇豆(さゝげ)蘿蔔(だいこん)胡蘿蔔(にんじん)蔓菁(かぶら)萵苣(ちさ)等也米ハトレツコイ（都尓(トル)格）より来れりされバ米の價(あたひ)殊(こと)ニ

貴く秤目四貫五百匁ニして都下ニおいてハ價銀十枚（此方の金一両ニ當る）イルコツカ邊にありてハ二十枚取ふよりてハ五十枚ニ及ふ麥(むぎ)ハイルコツカより西の方ハ一般ニ作れる麥粉ハ四貫五百匁ほど都の邊(へん)ハ二百五十文（此方の銀十五匁ニ當る）イルコツカ邊ニおいてハ十八九文より二十一二文なりされバ從來土地の廣大なるニ比すれバ人民ハいたつて少(すく)し故ニ數百里の間絶(かくたく)して人烟(じんえん)なき所多し

光太夫が臆度せる処土地の広さハ
皇朝に幾十倍とも測りがたけれども人
民の数ハ却て
皇朝にハおよぶまじきとなり

◯人物風俗

魯西亜の人物ハすべて色白く眼中
淡碧にして鼻すじ高く髪の色
栗殻色なり胎髪より養ふ事なりとぞ

細しやかなり鬚髯ハ貴賤ともに剃り農
夫ハすべて鬚髯を剃ざるものなり 又シビリ
（亜細亜に属せる地の総称なり）の人ハ髪も眼中も黒し其他
偏僻の夷人海島の人物等ハ一様ならず
（夷俗の部に詳なり）男子の服ハ大抵和蘭人のごとく多
くハ哆囉呢を用ゆ 紺服ハ袖なしにて長さ
腰に至り鈕釦を左右に施し 袵をハ左り
打合し右にて合し 外套ハ長さ膝に

至り筒袖にして腰より以下に褶多し只其腰の邊に嚢ありて手巾煙盒等を入れ置く也袴の長さは膝に至り帯條ありて腰と膝の側にて鈕釦にてしむるなり亦前の方股の側に時規を入るゝ処ありて膝より下は莫大小の裹脚を着其上に皂皮の靴を着し肌には白布の袗を穿き白布の褌をもて袗の襟は

袖口には花の如くに襞積をとりて上蓋の袖より長く二三寸も出せり領をは長さ三尺計の白布をもて二匝まき前にて結びて胸に垂るゝなり黒綵等にて染たる帛をもて作れるもの是は中下の人の用る処なりこれとても衣服を改る時はかならず白布をもちゆる事なり官服も裁縫は常の服の如くにして染色は

差別あるのみなり（服色の部に詳なり）黒き氈笠を戴
く人に見ゆ何方にハ笠を卸脇にはさみ低
頭して禮をなせり官人ハ笠の上に帛にて
結びたる花を付しヲエンノ是て白き花スタ
ツコイ（ヲエンノスタツコイ并に官制の部に見）のハ黒き花なり常服
の外雨衣煖袍等の制種々あり（衣服の図に詳なり）
大抵中人以上ハ夏ハ繻子綸子改機などを用ゐ
中下の人ハ哆囉呢の單或ハ綿布を用ゆ

下人ハ此方の股引の如き長き袴を用ゐ
夏ハ布のひとへ冬ハ兎の皮又ハビヨカといふ
木鼠の皮など裏につらぬる衿ハ紅き間道等
にて襟袖口の飾となし頭巾ハ皮にて冑
の状のごとし（衣服の図に詳なり）布改機等の裏を
つけ綿を入たり婦人ハ中人以上ハ多く
白き服を著て衣の長さ僅に腰にいたり
裾を四ッ割き鯨の髭須を入て反らし

裳ハ幅二丈計なるを摺みて腰の下にて引しめ裾ハ袴の外にたれさがる也中人以下ハ多く赤き色など用る花色をも用ふる事なり中人ハ衣と裳と一事に縫合すれども用ゆるなり地合ハ繻子綸子段機等なり中以下にハまゝ哆囉呢なども用ゆるもあれど下人ハ木綿花布の類なるゆへ短く腰乃襞積も甚

少し

又男子の髪ハ左右の耳の通りより額の上まで前の方を一寸計に薙両の鬢を梳おろし耳の上にてむすびさき結其の髪をバ後に梳おろし頂窩の下にてわけゆいたるをあみそのさきを三ツに辮黒き帛にてまきこうしろに垂れ比帛をレンタとよぶ幅一寸計に織たるものなり又下人ハ額も鬢もひとツに梳上て辮る

されバ婦人ハ両鬢より額の髪をまくへ
すき出し二寸計に雛燭鋏にてきり
揃へつけ又後の方へ梳おろし髻の
髪ハ後にて辮に折かへしなにて小さく
まるめつけ花簪をさし飾りとなせり此人ハ
多く赤き花を用ひて色々の象の粧を
糸にてかざらせ長さ一尺四五寸にして
根を金線にて巻髻の横の方に斜に挿

王宮の官女ハかしらに花を用ゆること中
人ハ花より多く赤きを交へ鳥の羽をハ用
ひず下人ハ単襦の如きものにて頭を裹ミ
其髪の結様も見えずなり但し嫁
せざるものハ辮にして後に垂れ
すでに嫁したる者ハ折かへして小さくま
るめしなり男女共に髪を結て
プウタラとて麪粉をふりかけ白髪の

如しといへり 亦人はカルトウス俗称ジヤガタラ芋草の部に詳なり の粉をもて食となり 婦人は白粉を
うすく塗ることを嫌ひ唯その面に
うすく紅をさす 紅粉は皆支那より来し
トレツコイ格都尓より来る
按るにゼヲガラヒに云魯西亜は人物長大
にして容儀端正なりその性恭敬
和順にして志も勇壮果敢なり

臨んで動ぜず常に閑居無事なり
事を好まず佗邦に行きて事を執
るの如きは篤実至誠死に至るまで
変ずる者を撰みけり由六千余年
異邦を経歴しける輩の
何れの事も遂ざれば止ざりし
その事を成得る者を以てなり
重く挙用ゆるなりペートルの附

より彼ハ熱尓馬泥亜拂郎察の制
にならう婦人ハ皆熱尓馬泥亜の
服なり面色の紅にして美なり
とぞいふ
国中夏ハ五ツ時頃に寝朝ハ六ツ時頃に
起出る冬ハ夜四ツ時ニ床に臥して八ツ時
頃より起出る冬ハ昼至て短く夜至て
長きなり

按るに坤輿外紀に莫斯哥未亜國其地夜
長昼短冬至日止二時と正時刻の二時
なれハ此方二月八月頃の一時ニ当るなり
ムスクワペートルボルグハ勿論にて本國
ふとくハ舊の魯西亜語をもちゆるも多く
拂郎察子メッの語を雑へ国中禮法ハ
全く拂郎察の制ニよる
按るにゼヲガラヒにいふ魯西亜語ハもと

スラホニヤ（翁加里亜の地）の語より轉じしと
厄加西亜の語とすこし異なり
男女ともに馬に騎れど女は左足屈して鞍の
上におき右の足をたれて乗る但賤き
女は男子のごとくうち跨りてのるもの如
なり婦人月事の間は褌の如きものを
着く又姙娠のうちは肚帯をもちゐず臨
蓐には椅子にかゝり分娩すれば直に枕を

高きにしつらひ臥さしむ小児をば乳を
呑ませおかしむるには抱きて常には箱を吊
切に哆囉羅呢の蒲団に鳥の毛を入れたるを置て
そのうちに入置寝る時はゆれて揺を
按ずるに乾隆御製集に兒阪の詩あり註
に児生在襁褓中令臥阪上韋束其両臂
倚鐘廬壁間啼則揺之徙居則懸駝装之
後といへるもの也古は揺籃といひし美濃の

の名なれハいづみといひ東国にてゑぢめと云
大抵匍匐ありしころなれハ肩より足まで
布にてまとひ巻おくなり匍匐かごは
それハ小児の掖の下まで支る程の高さに架を造
りて上を板にてはりて正中に孔を穿ち孔
のまハりを皮或ハ布にてつゝミ綿を入
つゝミ下の方にハ四隅に機を設け左右
前後自在に転る児の心り向ふ方にめぐるの

転る程廻りありきて児を上面の孔より
いれその中に入れハ腋を支へていつの内
にこゝろみるなり中にてハいのちをも足を
動かせハ機転して自然に匍匐ありくなり
かくすれハ躄るかに早く歩みありくに
一所に寄石磚の家なれハあゆみなくしひに
随分に頭がかたき坊をきせ其まゝなり小児ハ
つねの衣をきせ白布の頭巾をきせ

おゝかり物みかしぬこゝろよりゆかき袴
をきませすらを廣く切りのけて両便乃
ためふ便なりし也男女ともふ十二才よりハ
成人の服をきるなり
夫婦連行ふはかならず臂を聯て行
賤人ハ志からず人家ふ行ふ主人
也逢ふかるとなれバ妻子も一同ふ對面すれ
なり客を請して食卓ふかゝる時ハ主

人の書上客のてを取りて座ふ請ふ二客
三客をバ娘なとよりまねきなり
衣ふ着し時ハ婦人を上前ふおく客も
まハ先佛前を拝し其後主人ふ接語
するなり物の時も先佛を拝し扨主ふ
暇乞をし帰るなり佛を拝するふハ大
指と食指中指を撮合せヨスポジポミルイモ
唱へながら額胸右の肩左の肩を押なり

諳厄利亜の人は額胸左の肩右の肩を押すなり

○姓名称呼

魯西亜の姓名は皇朝支那とは事かはり名を上にして姓を下にす今度漂人を送り来りし アダム ラックスマン其父をキリロ ラックスマン兄をグスタウ ラックスマンといふラクスマンは姓なり アダム キリロ グスタウ等は名なり ラックスマンは代々かはらぬ津なり 姓は親族の外同姓なし 名は同名甚多し かつ父子同名なることあり 是は称呼のみ紛なり すべて人を呼ぶときは名と姓との間に其父の名を加へて呼ぶを人を敬ふ礼とす たとへはアダムが父の名キリロなれは アダムを呼ぶに アダム

キリロヰチ ラックスマンといふなり別に
皇朝にて人を尊称する様敬などいふ
当つき称呼なし格別の貴人なれハ
ヲスポヂン語にてかく事なりクラポッシキ以上
ハ甚敬ふによりて称呼なり又書簡など
にハ種々の称呼あるよしなれども何も
詳ならず平常の称呼ハ父の名を
加へて呼のみなり男子ハ父の名にヰチ

といふ語を添ふ女子ハウナといふ語を添ふ
当今の太子パウロの皇子をアレキサンドル
パウロヰチといひ皇女をアレキサンデリナ
パウロウナといふ是男女称呼の別なり大
抵男子の名ハ ペートル パウロ イワン ワシレイ
ヒヨードロ ウラス ヱゴロ ステツパノ グスタウ
ギリゴレ アレキセイ アレキサンドル コンスタンチ
ニキタ ボリショレ コーノ マコノ タニーロ

内閣文庫

ミカノ等なり女子の名ハマリヤ アンナ
カテリナ エレナ ソヒヤ エリソベト アレキ
サンデリナ等なり死する者をバ姓を呼ず
名を稱せり

○婚姻

男子ハ十八九歳女子ハ十四歳より婚姻を
許されつるもかしかも血筋なる
ものハ娶らざるなり彼邦の俗貴賤

こなし男女ともに七日ごとの祭日にハ必ず
寺に詣して佛を拝するなり時に婿
をとり媳をとるも必ずなりまた媒妁を
以て婚議を云入す其上互に人物の善悪
等を問ひあひて熟談に及べハ日を撰で
聘禮を贈るなりそれ貴賤貧富によつて
それぞれに差あり大抵婚姻の日に新婦の
着る無き衣服を贈るなり媒人の書其

調を持ゆき互り婚姻の時節を定し
ある事なり扨媳の方にしハ右の衣服
を裁縫婚姻の期日よりも七日まへに婿と媒
妁夫婦を招き彼衣服を媳に着らしむ
婿と媒にみせるなり此日より娘をハ両親
の膝下を離さんに決して戸牖をも窺
はせざれ婚姻の日ハ媒妁の夫ハ婿の方に
行妻ハ媳の方へ行なりまた婿に新

衣服をきせ親族媒人附そひ十四五歳許の
標致なる童子を撰み佛像の掛版を捧
げ其先にたゝしむ貴人或ハ富人ハ四輪
車の上に板を置交椅をすゑて童子を
のらしむ其次に婿と媒と同輿にて
媳の家に趣り行なり媳の方にてハ両親兄
弟をはじめ親族門内に出むかひ婿の輿
をおりるをまちうけ両親より初弥して

婿と親嘴しまより儲の席に請じて
むかひもしくは付添らるゝことのあれいは
席に掛る仏像を拝し畢りて椅子に
に侍し時母親新婦の手をとりきたりて媒
妁の婦に交付して媒妁の婦媳の手をとり
けしに甥か若くは親嘴し直に閤興に
のり婿は媒人と閤興にのりて寺へ行なり
其の時婿に付添来りし親族と媳の

親族等と親嘴して立別るゝ始のごとく仏
像を先にたてゝ婿の寺へ帰り行なり
賤下の人は此ありて新婦の嫁資を婿の方
に贈り富貴の人は前以て漸しに送る
通常なり扨寺には婿媳媒妁夫妻四
人は堂奥に入衆僧瓔珞のごとき物をもち
出両新人にかむらしむるなり住僧戒指二个
取り出両新人の無名指にさして此戒指を

婚姻の期日四五日以前にむすめのかたより寺
へ遣し置てそれより蝋燭を點し四人
の者に擎させ住僧ともに先の前に行て婿
は意に適ひたるやと問答にかけし由を
答まいらすれはむすめの方に行て媳は意に
かなひたるやと問答にかけしに答れ
はかたより先のかたに行かくしてその事かの
三度なりしむすめはいよいよむかへの返答

ゆへおわれは直に婚姻をなし出され太の
問答どもをはりて何のなれ赤き杯を
両新人の掌にぬりて住僧太の手に蝋
燭をとりて花の手に経文を擎て先
すなはち新婦の袖をとり婿は媳
の袖をとり媳の妻婿の袖をひろくまた
妻の袖にとりつき堂奥をと七迎鏡軟
是みて婚礼整ひたるかとりまたより

婿媳の手をとりて囲輿にのり又佛像
を先にたて佳儐媒妁夫婦そのほか
等へ付そひ若らは一同に婿の家に到り
行婿の方にては門の両傍に箒を横たへ門口に
婿の両親麦の大蒸餅をとりて待うけ其
両新人に三度いたゞかせ新婦より初め
婿らと親嘴し一同に儲の席に
請て其席にかへて食卓を備置て

直りて椅子にかゝる媳の両親諸親族こと
ごとく来りみて両新人を上座より
おさへ祝儀の饗應ありそれより両新
人を媒人夫婦四人立て舞こそ行ハ
親族の内より追々に男女四人づゝ出て
かはりかはりに舞をなす此楽器は胡弓西琴
等なり舞をなせば一同に門外に出て
烟花をみる烟花は筆にて奇巧を極め

津なり疑し事なり綱火ハみな鳥の
形を造り鳥の啄に種々の機を設け
綱火の名ありて婿と娵の名を極におり
すりし出きさ火ハうつれハ文字なりゆゑ
見ゆる是をもし客ハ残らず退散ありけり
其後再び本の席に帰りし婿と娵と
親嘴して推りて房に入る房の
中にハ媒人の妻待うけて娵に新衣

白布の表白じんを着替させ婿と娵の
ほと隠りし房を出て朝又媒の妻
ゆるしさ衿をかへ来り旧衣の衿を着
替させ本来の衿をハ娵の里へ持ゆき
女の母親に見せるに點紅あれハ親族
を招き祝つりて悦びの宴を催しけるし
點紅なき時ハ即時に新婦を返し
もとし母親密りその仔細をとふて

昼はよりしては太きふせりの人に口かゝれ
ゑりもし　むかいの方ふ両親なれば
此世の儀名を詳にす者両親ふかはりて
儀式をいふ姻花ふ貧困のとのかき
みふせてしらしなりのきこゑあい
席上ふ下ふは小さき姻花七十つりもなり
周りは大りこ婚姻の理目なり婿の両親
及び諸親族などよりもへの方へ某き饗応

行舞など等のまゝ婚姻の日を
定めしきぬりもと　てき彼邦貴賤共
一夫一婦ふして妾などおかず　書と
離婚をなすふは初め婚姻をむすびし寺ふ
行きて趣意をのべ住僧の許しを得
のち離婚をなすなり　たとへ何れの事にて
も住僧が許されば離婚をなすこと
許されなかり　離婚の後夫いきさ娶る

らは妻ハ再ひ嫁せずとし夫ハ妻の
死されハ三年の後始めて嫁娶あると
死別なれハ祝なし再縁ありしもなし
かくにハこれしかも三縁までなりし外国
の者ハ生れながらの教法を撰択し姓名
を改むる時ハ書縁をなすといふされハ
書を要する事を許されず先大夫等
之人ハ教法をうけざりし者始終独
身なりしされども外国人ハ制外なるを以て幾
やうの姿ニ行なる枢の事をえるといへ共
まつに制しこがむるとのなきにあらず
事をもつてかずよふ見しことなり

○葬禮

総して病人大切におよびし時ハかならず
菩提寺の住僧を招き人を掃ひて生涯
の作業を懺悔せる事なり病死されハ

親族集り僧を請して念佛誦經を
棺ハ臥棺なり厚板を以て造る扨死人に
沐浴させ官職あるものハおのおの其官
服を着せ無官の者ハ常のことくに白き圓
衣を着せ木を枕にして仰向に臥さしめ蓋ハ
釘固にするなしにして釘をハ打ス
蓋をしおはる計にして棺の上をハ貴
賤ともに黒き絹或ハ木綿等を以

と墨にて年わかの者にハ赤きことぬのとり
用ゆるなり葬送の人にハ足卒三四百
人あまり大旗三門其外小旗の先に鎗の
つきたるを執先に立て警固して葬を
送る者にハいつまても門口にて酒一盃供し
のみするなり 棺の先に僧一人佛
像の掛版を捧て行其次に菩提寺
其住僧其次に近隣或ハ親類なと

寺の僧ともまた其外見送りの僧徒
など列し棺をバ平常近侍の臣どもハ
恩顧を蒙りたる者ともに擡ぐる也
棺の前後左右ハ諸親族等これをかこみ
行なり四馬六馬の車に乗る者も車
をバおりて徒歩して貴賤ともに皆
歩行なり提灯をもちたる者の外は
いづれも蠟燭に火をば點しともせり

扨寺に至りて棺をバ内陣の正面に
すゑ蓋をとり住僧何やらん紙に書
たる物を死人の面上に覆ひ又大鐃を
放し次に小鐃を一同に発して大鐃小鐃を
ならし放しつ事九度其内に導師
引導す終りて諸親族おの〳〵死人に
親嘴し其後棺の蓋を大釘にてうち
かくて住僧並に親族等附添て墓穴

に送り埋葬をはりて米を粥にたき
めし究たる日ハ啜をまとりし一同に死者の
家に到なり彼宅にハかへりし身分ある者
の饗應をもうけおき管待ありて何
れも退散せるなれ石碑ハ角石のとく仰面
に称りしおくもあり忌の中廿日ハ黒
き服を着戒指耳環をもはづし一切の
飾を除し五十日までハ七日ごとに僧を請

して法會あり年回ハ一周三回七回までハ
たしかにつとむるし中年なり五十回まで
つとむといへども七回以後ハ何年を
かぎるもしらず詳ならずいそれ九年回ハ
忌日に僧を請しまて誦經せるのみなり

○誕生幷外國人改宗改名

小兒誕生すれハ諸親族幷に親類なる者より
身分ある者に金銀をもうけて来り安否を問

小児の枕の下に密に入おきて帰れなり
ましけり次朝にいたりて高貴の人は
忽ち其義父をしるし名をもとむる
みき名付親となりて若かりし又別に義母
をしたのむかつる年の小長に拘して徳
望ある人の娘りしを忽しむかり七夜の
日に父義父義母を請し菩提寺の住僧諸
親族をも招きあつめられしに身分に応

し衣服を贈り管待せられけり義父より
金仏像を児に与ふ一寸五六分なり十字架
にかけたる像を銀或は黄銅等にて鋳るは
なり貧賤の者は錫鉛などにて造るとぞ
此像をば其児の生涯頸に掛てもちて
身をはなさずとなり義母よりは頭巾
衿白布をも贈る此布は小児を水に浴する
時の用なり又式の日になりて席の中央に

臺(だい)とする也其上に大桶に水を湛(たゝ)へ置
穏婆(とりあげばゞ)小兒を抱(いだ)き出し也と同時に席上の
人々より穏婆(とりあげばゞ)に銀銭十文二十文ほど
與ゆるなり夫より菩提寺の僧義父母(ぎふぼ)
に火を點(てん)しある蠟燭(らふそく)をもたせ誓(ちかひ)
誦經をなし誦經をはりて穏婆小兒を抱(いだき)
義父の右につき添ひ付に義父抱とりて
僧に渡せば僧抱きて大桶の水の中に

浸(ひた)しこれより右手に義母(ぎぼ)に抱しめ又
誦經終りて桶のほとりに三たひ兒
を又其兒を抱とり水に浸し初の
ごとし義父母に渡すかくの如く都合三度
なりて後僧は義父母に向ひ何か言ひ
聞かせりし終に義父母後(うしろ)に向(むか)て唾(つばき)を吐(はく)
その時僧小兒の總(そう)身に印(いん)を押し義
母に渡せしが穏婆(とりあげばゞ)に抱さし

生涯をもりしくかるく儲おきたる饗
應をせし踊を催し大きに賀し
悦ふ事なり
他邦の若彼邦の教法を受まへ即ち
姓名をも改るなり其式ハ初生の小児ゟ
名をつけしと異なる事なし義父母を
新み名を改るなりされハ桶の水
をも用ゐて住僧許にあるを入たるを持
出改宗の若者が頂より灌ぎかけ額を
誦しなりしこそなりしあれのみなり
いふなり

内閣文庫